

登米市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年6月26日改定

登米市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

登米市においては、西部に丘陵地帯、北上川左岸の東部は山間地帯であり、その間を平坦な登米耕土が広がっていることから、それぞれの地域によって農地の利用状況が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

また、中山間地域等では、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、登米市が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき登米市農業委員と登米市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、登米市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する宮城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する登米市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた登米市農業委員会の長期的な目標を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 令和5年3月	17,600ha	56ha	0.32%
目 標 令和8年3月	17,400ha	0ha	0.00%

※管内の農地面積については、農林水産省の統計による面積。

【目標設定の考え方】

現状の遊休農地面積の概ね30%を単年度の解消目標面積とし、令和8年度末までに遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当制又はチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)と同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

- 利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集 積 面 積 (B)	集 積 率 (B/A)
現 状 令和5年3月	17,600ha	9,436ha	53.61%
3年後の目標 令和8年3月	17,400ha	11,574ha	66.51%
目 標 令和13年3月	17,200ha	15,136ha	88.00%

【目標設定の考え方】

令和4年3月に登米市が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の目標面積を本指針の目標とし推進していくものとする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 登米市農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 登米市農業委員会は、登米市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

- ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い
- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単位年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
令和4年度実績	0人 0ha	0法人 0ha
令和5年度～7年度 （3年間）の目標	3人 0.9ha	3法人 1.8ha
令和8年度～13年度 （6年間）の目標	9人 2.7ha	9法人 5.4ha

【目標設定の考え方】

令和（元）年度～令和（3）年度の実績の平均値である1人（1人当たり0.3ha）、1法人（1法人当たり0.6ha）を目標としている。

新規参入者の定義（農林水産省「新規就農者調査の概要」の一部を抜粋）

- 1 「新規参入者」とは、農業従事経験の有無を問わず、土地や資金等を調達し、新規で経営を開始した経営の責任者（1名）をいう（関係機関や関係農家と連携することが望ましい）。
夫婦ともに就農する場合や複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行っている場合も含む。
ただし、農家出身でUターンや退職等を機に、相続・分家等により親の農地を譲り受けて農業経営を開始した方は含まない。
- 2 「農業経営を開始」とは、次の定義に準ずる事業を開始した者をいう。
 - (1) 経営耕地面積が30アール以上の規模を営む者
 - (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の規模が、次表の農業経営体の物的指標以上の規模の農業を営む者
 - (3) 農作業の受託の事業を営む者

表：農業経営体の物的指標

露地野菜作付面積	15a	採卵鶏飼養頭数	150羽
施設野菜栽培面積	350㎡	ブロイラー年間	1,000羽
果樹栽培面積	10a	出荷羽数	
露地花き栽培面積	10a	その他	1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
施設花き栽培面積	250㎡		
搾乳牛飼養頭数	1頭		
肥育牛飼養頭数	1頭		
豚飼養頭数	15頭		

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

- 宮城県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。
- 宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所 農業振興部（宮城県登米農業改良普及センター）、登米市産業経済部、みやぎ登米農業協同組合、新みやぎ農業協同組合及び農業委員会が連携して行う就農相談会により、就農希望者をサポートするとともに新規就農者の確保を図る。

② 農地等のあっせんについて

- 登米市農地利用最適化推進委員は、農地の出し手の掘り起こしや空きハウス等の情報収集に努めるとともに、新規就農希望者が経営を開始できるよう、必要に応じてこれらのあっせんを行う。

③ 新規就農フェア等への参加について

- 登米市、農協等と連携し、登米市農業委員や登米市農地利用最適化推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

④ 企業参入の推進について

- 担い手が十分にいない地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入を図る。

⑤ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 登米市農業委員及び登米市農地利用最適化推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

登米市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、登米市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握

- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用と働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力

第4 その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況に応じて見直しを行う。